

○役員及び各種委員等の報酬及び費用弁償規程

制定	平成 17年	3月 31日	規程第 7号
改正	平成 19年	7月 6日	規程第 39号
改正	平成 21年	4月 1日	規程第 6号
改正	平成 26年	5月 26日	規程第 18号
改正	平成 27年	5月 26日	規程第 14号
改正	平成 27年 10月	1日	規程第 19号
改正	平成 28年	6月 14日	規程第 18号
改正	平成 29年	4月 1日	規程第 12号
改正	平成 30年	3月 29日	規程第 18号
改正	令和 3年	8月 24日	規程第 8号
改正	令和 4年	4月 1日	規程第 11号
改正	令和 6年	7月 1日	規程第 8号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊後大野市社会福祉協議会定款第25条に規定する事業等を遂行するための役員及び各種委員等（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員等の報酬は、別表1に定める額とする。

2 ただし、役員等に行政職員等が含まれる場合は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は役員等に選任された当月分から支給する。

2 役員等が任期満了、辞職、失職等によりその職を離れたときは、その当月分まで支給する。

3 日額により報酬の額が定められている役員等の報酬の支給日は、当該役員等がその職務に従事したときに支給する。ただし、必要に応じ、まとめて支給することができる。

(費用弁償)

第4条 役員等が、業務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規程により支給する旅費の額は、豊後大野市社会福祉協議会職員等旅費規程（平成17年3月31日規程第8号）に準じるものとする。

3 豊後大野市社会福祉協議会が主催する会議については、別表2に定める交通費を支給する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な場合が生じたときは、会長が別に定める。

附 則（平成17年3月31日規程第7号）

この規程は、平成17年3月31日より施行する。

附 則（平成19年7月6日規程第39号）

この規程は、平成19年7月6日より改正施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成21年4月1日規程第6号）

この規程は、平成21年4月1日より改正施行する。

附 則（平成26年5月26日規程第18号）

この規程は、平成26年5月26日より改正施行する。

附 則（平成27年5月26日規程第14号）

この規程は、平成27年6月8日より改正施行する。

附 則（平成27年10月1日規程第19号）

この規程は、平成27年10月1日より改正施行する。

附 則（平成28年6月14日規程第18号）

この規程は、平成28年6月14日より改正施行する。

附 則（平成29年4月1日規程第12号）

この規程は、平成29年4月1日より改正施行する。

附 則（平成30年3月28日規程第18号）

この規程は、平成30年4月1日より改正施行する。

附 則（令和3年8月24日規程第8号）

この規程は、令和3年9月1日より改正施行する。

附 則（令和4年4月1日規程第11号）

この規程は、令和4年4月1日より改正施行する。

附 則（令和6年7月1日規程第8号）

この規程は、令和6年7月1日より改正施行する。

別表1 (第2条関係)

区分		日額報酬	月額報酬
役員	会長	—	30,000円
	常務理事	—	200,000円
	理事	3,000円	—
	監事	3,000円	—
	経営委員会	3,000円	—
各種委員等	評議員	3,000円	—
	福祉サービス等改善向上委員	3,000円	—
	公平委員会委員	3,000円	—
	地域福祉活動計画策定委員	3,000円	—
	表彰審査委員	3,000円	—
	指定管理施設等検討委員	3,000円	—
	地域包括支援センター運営協議会委員	3,000円	—
	中期財政計画策定委員	3,000円	—
	中期財政計画推進委員	3,000円	—
	デイサービスセンター運営推進会議委員	3,000円	—
	評議員選任・解任委員	3,000円	—
	認知症初期集中支援チーム会議構成員 ①支援チーム担当医	15,000円	—
	②その他の構成員	3,000円	—
	認知症地域支援推進連絡会構成員	3,000円	—
成年後見支援センター運営協議会委員	成年後見支援センター運営協議会委員 ①医師、弁護士の代表者	15,000円	—
	②司法書士、社会福祉士の代表者	10,000円	—
	③その他の委員	3,000円	—
	成年後見支援センター受任調整会議 ①弁護士の委員	15,000円	—
	②その他の委員	10,000円	—
(※ただし交通費は支給なし)			

別表2 (第4条関係)

距離 (片道)	交通費
2 km 未満	—
2 km 以上 5 km 未満	250円
5 km 以上 10 km 未満	500円
10 km 以上 20 km 未満	1,000円
20 km 以上 30 km 未満	1,500円
30 km 以上 40 km 未満	2,000円
40 km 以上	2,500円